

○農林水産省告示第千七百五十七号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表二の付表第二十の規定に基づき、
昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第788
号(カナダ産ランバート種のさくらんばの生
果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める
件)の全部を改正し、公布の日から施行する。
平成三十年七月三十一日

農林水産大臣 齋藤 健

- の有無に関する調査(以下「生果実調査」という。)を行い、トラップ調査の結果トラップ一個当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり十二頭を超えていないこと及び生果実調査の結果コドリンガの寄生がないことが確認されたさくらんばの生果実の生産地で生産されたものであること。
- (二) カナダのうち、濃密な病害虫防除が行われる場所として、カナダ植物防疫機関が指定した地域で生産され、消毒が行われたもの(ランパート種に限る)であること。
- 二 生産地における検査及び証明
- その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載される証明書が添付してあるものであること。
- (一) の植物検疫証明書には、次のいずれかに掲げる事項が特記されていること。
- ア 一の(一)で指定された生産地で生産されたものであること、当該生産地におけるトランジンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり十二頭を超えていないこと及びコドリンガに侵されていないものであること。
- イ 一の(二)の消毒が行われ、コドリンガに侵されていないものであること。
- 六 生産地における検査及び証明
- その検査の結果トラップ一個当たりのコドリンガの誘殺虫数が平均で一週間当たり十二頭を超えていないこと及びコドリンガに侵されていないものであること。
- 七 封印
- 各こん包又は束ねたこん包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。
- 八 表示
- 各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
- 九 輸送方法
- 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

| 薬量 | 果実温度 |
|---|-----------------|
| 一 くん蒸施設の内 一 容積 立 方 メ ト ル 當 たり 三 十二 ヶ ラ ム | 二十二度以上 |
| 二 くん蒸施設の内 二 容 立 方 メ ト ル 當 たり 四 十八 ヶ ラ ム | 未満 十七度以上二十二度 |

植物防疫法施行規則別表二の付表第二十の
カナダから発送されるさくらんばの生果実
に係る農林水産大臣が定める基準

植物及び地域
さくらんばの生果実であって、次のいずれか
に該当するものであること。
カナダのうち、トラップを用いたコドリン
ガの有無に関する調査(以下「トラップ調査」という)及び生果実に係るコドリンガの付着